

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくし えんじぎょうしゅうがくしたくきん
高校生等修学支援事業(修学支度金)[無利子貸付又は利子補給]

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。保護者等が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給(補助)する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
対 象 者	- 高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校	- 高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒の保護者等 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校
	注1:「高校生等修学支援事業(修学金)」(P.72～73)の「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のみ申請はできません。 注2:「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
貸付又は融資額	入学時1回 国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額	
申請時期	入学後の5月中旬まで	
申請手続及び貸付時期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類(所得に関する証明書等)を添付して、在学している学校に提出してください。申請書は学校から配布されます。 ▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請(入学後の5月中旬まで) ②府から貸与決定通知を交付 ③貸与(送金) ▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請(5月中旬まで) ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込(～7月末) ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請(翌年の6月) ⑦府から利子補給(翌年の8月)	

貸付又は融資時期	6月末～7月末	申請時期、各金融機関によって異なります。
連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきましては、自己負担となります。
返済期間	修学金貸付終了後、7年以内(返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)	融資があった月又は翌月から最長7年以内
問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075-414-5043)にお問い合わせください。	
備 考	同種の資金とは、次の①～⑦におけるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金)貸付 (P.43～44) ② 高校生給付型奨学金(入学支度金)支給 (P.39～40、P.52～53) ③ 交通遺児奨学金等(入学支度金)支給 (P.56～57) ④ ひとり親家庭奨学金等(入学支度金)支給 (P.41) ⑤ 生活福祉資金貸付金(就学支度費)貸付 (P.42) ⑥ 就学奨励費(特別支援学校)支給 (P.58) ⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.51)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。	